

「中野区基本構想」及び「(仮称)新しい中野をつくる10か年計画」

策定の方針(抜粋)

1. 基本構想改定の必要性

中野区は、昭和56年(1981年)1月に「ともにつくる人間のまち中野」を基本理念とし、区民と区がめざす中野の将来像を描いた中野区基本構想を定め、その元に策定される計画のもとで区政運営を進めてきた。基本構想は、区民参加でつくる中野区政をその理念の面で主導し、現在の区政の礎となってきたものである。

基本構想が策定されて20余年が経過した現在、基本構想策定時には、想定していなかった著しい環境の変化が見られる。地球規模での環境問題、少子高齢化や情報技術の進展、低経済成長などの社会環境の変化、地方分権の進展、特別区制度改革の実現による清掃事業の移管、介護保険制度の導入、社会福祉基礎構造改革などの区政環境の変化、男女共同参画社会の実現や国際化の進展などの新たな状況や課題に的確に対応していかなければならない。

また、これまでの基本構想では、各分野のあるべき姿が将来像として描かれているが、目標スパンは示されていない。

今回の基本構想は、計画的・総合的な行政運営を実現しうる具体性を持ったものとする。

このことから、基本構想を10年後の区の姿について、理念に基づいて具体的に描きだすものに改定するとともに、これにあわせて新しい基本構想のめざす中野を実現するため、10年間の区の取り組みを示す新たな基本計画として「(仮称)新しい中野をつくる10か年計画」を策定することとする。この基本計画の策定により、現行の行財政5か年計画は廃止する。

2. 基本構想及び(仮称)新しい中野をつくる10か年計画の性格と体系

基本構想及び(仮称)新しい中野をつくる10か年計画は、下記のような性格をもつ。

(1) 中野区基本構想

中野区という地域社会が基本としていく理念を示すとともに、新たな時代の変化に柔軟に対応ができ、実現可能性をふまえた将来の中野の姿が具体的に描けるようなものにする。そのため、区と区民が共通にめざすことができる中野の姿を指標などを用いて具体的に明らかにする。基本構想の計画期間は、長期トレンドに基づく人口規模、財政等の変化が予測可能な期間であるとともに、新たな時代の変化に対応しながら、めざす中野の姿を明らかにできる最大限の期間として10年とすることとし、平成26(2014)年度を目標年度とする。

(2) (仮称)新しい中野をつくる10か年計画

基本構想の理念と10年後の中野の姿を受け、これを実現するための基本計画として

策定する。(仮称)新しい中野をつくる10か年計画は、財政再建への道筋と区の施策の方向、施設配置等の主要な課題に関する方針を明示するとともに、取り組みの成果に関する到達目標を示す。あわせて、財政状況の見通しをふまえた事業計画や行財政改革の内容を、前期5年と後期5年とに分けて明らかにする。計画期間は、基本構想と同じ、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10年間とする。

(3) 見直し

基本計画は、策定後5年を経た時点で、目標と現状、到達度などの検証を行い、必要な改定を行うものとする。

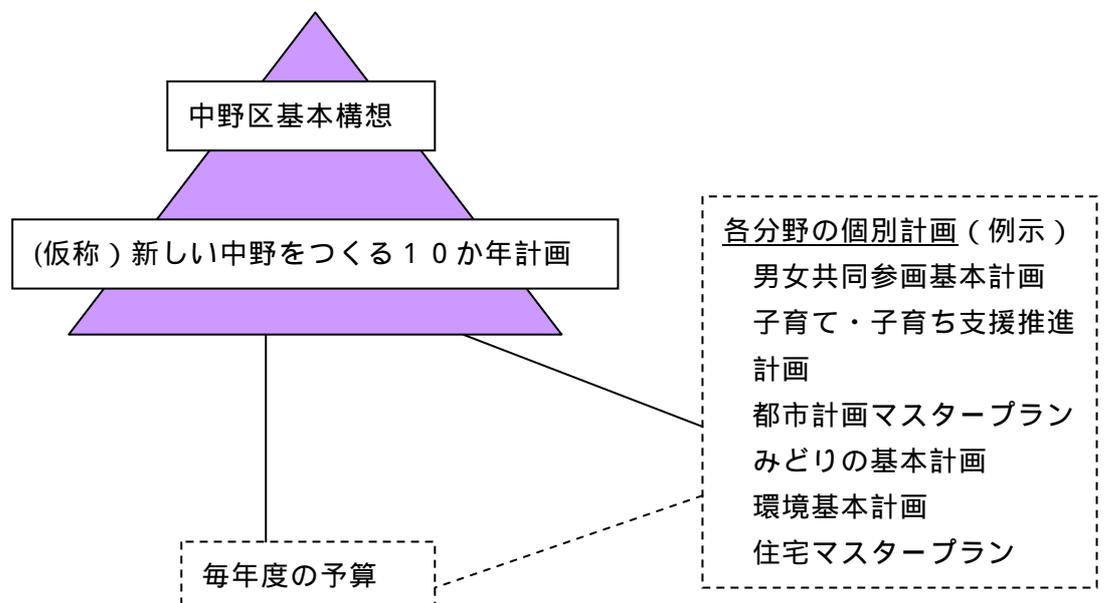
今回の策定によって、中野区における計画体系は、基本構想を頂点とし、これを具体的に実現させる方策を示す(仮称)新しい中野をつくる10か年計画により構成されることになる。

3. 個別計画との関係

現在ある個別計画は、現行の基本構想の理念をもとに、行政の各分野において施策を具体化したものである。

今回改定する基本構想は、個別計画の策定を通して蓄積した議論をふまえるとともに、新たにさまざまな区民参加の手法を用いて検討を重ね、基本となる理念が目標とすべき10年後の中野区の姿を示し、区と区民が進むべき方向を総合的に明らかにするものである。

したがって、基本構想及びこれを実現するための基本計画である(仮称)新しい中野をつくる10か年計画は、他の計画をリードする。両者が策定されたのちは、これとの整合を図るため、必要に応じて個別計画の見直しを行う。また、2005年度までに策定・改定が予定されている個別計画については、策定期間や内容等について十分な調整を図ることとする。



4. 計画づくりにあたっての考え方

基本構想及び(仮称)新しい中野をつくる10か年計画は、下記の考え方をもとにつくり上

げる。

(1) 区民参加・職員参加による計画づくり

多様で広範な区民参加、職員参加によって計画をまとめ、区民と区が共通に目指す指針としていく。とくに、ITなどの活用による幅広い区民の意見聴取に努める。

(2) 実現性・具体性の重視

財政的な裏付けを含めて実現性をもったものとし、区と区民が共通にイメージできるような指標等を用いて、10年後の中野の姿が具体的に明らかにできる内容としていく。

(3) 21世紀の課題への対応

近年の課題への的確な対応を図るとともに、21世紀の潮流を見据えた内容を目指す。

(4) 検討過程での情報提供

さまざまな段階で、全庁あげて可能な限り区民等への情報提供を行い、広く区民の意見反映に努める。

(5) 変化する社会状況への対応

財政再建のための道筋を明らかにするため、今後の地方分権の進展状況や社会経済情勢の変化をふまえた予測に基づいて検討を進める。

5. 計画づくりの体制

計画づくりのために、下記の体制を整える。

(1) 中野区基本構想審議会の設置

基本構想を策定するにあたり、区長の附属機関として条例に基づき、審議会を設置する。区長の諮問に基づき、幅広い区民意見及び下記職員プロジェクトチームの検討内容等を参考にし、基本構想について総合的、専門的視野から検討を行い、区の基本構想案として区長へ答申する。

メンバーは、20名以内（うち学識経験者5名程度、区民15名程度）により構成する。

審議会は、総合的、専門的視野から検討を行うにあたり、幅広い区民参加の場を設けるものとする。

(2) 中野区基本構想等策定本部の設置

基本構想と(仮称)新しい中野をつくる10か年計画について検討するため、庁内に、区長を長とし、収入役・教育長・各部長をメンバーとする本部を設置する。また、本部のもとに、職員によるプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチームの設置については、要綱で詳細を定める。本部及びプロジェクトチームは、随時上記審議会との情報交換を行い、検討を支援する。

(3) 専門委員の設置

基本構想等に関する調査・研究を行い、審議会の検討に資するため、学識経験を有する者若干名を条例に基づき専門委員として設置する。